【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認可の申請）

第百六条の十一　前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

２　前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

３　第八十一条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可の申請）

第百六条の十一　前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

２　前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

３　第八十一条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

（改正前）

（新設）

第百六条の十一　前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

③　第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百六条の十一　前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本金の額

三　取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

③　第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

（改正前）

第百六条の十一　前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

（四　新設）

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

③　第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百六条の十一　前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　資本の額

三　取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四　本店その他の営業所の名称及び所在地

②　前項の認可申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

③　第八十二条第三項の規定は、前項の定款について準用する。

（改正前）

（新設）